

Q 1	防衛省発注工事の入札に参加するにはどうしたらいいですか。
A 1	<p>1 防衛省の競争参加資格を取得 2 地方防衛局や部隊等のホームページなどで発注情報を入手 3 防衛省の電子入札システムに利用者登録し、入札説明書等を入手 4 入札に参加 という流れになります。</p> <p>初めての参加の場合、まずは競争参加資格の取得手続きが必要ですので、本社（本店）の近くの地方防衛局までお問い合わせください。（Ⅰ 競争参加者の資格に関する手続きの問合せ及び資料提出先一覧を参照）</p>
Q 2	資格審査の手続きは、インターネットでできますか。
A 2	<p>現在、インターネットで手続きを行うことができるのは、定期登録のみです。 定期登録をインターネットで行った方も、随時登録・変更手続きは郵送又は電子メールで申請してください。提出先は、本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局のみです（支店等がある場合でも、他の地方防衛局への提出は不要です）。</p>
Q 3	申請内容の変更（代表者変更、営業所の新設、希望部局の追加等）があった場合はどうしたらよいですか。
A 3	申請内容の変更の届出が必要な場合があります。届出の要否、方法等については、防衛省・自衛隊ホームページに手引きを掲載していますので参考にしてください。
Q 4	合併、事業譲渡、会社分割等により会社組織が変わりましたが、どうしたらよいですか。
A 4	特別な場合の資格審査として、「再度の競争参加資格審査の申請」という手続きがあります。防衛省・自衛隊ホームページに手引きを掲載していますので参考にしてください。
Q 5	申請書の様式はどこで入手できますか。
A 5	申請書・変更届等の様式は、防衛省・自衛隊ホームページからダウンロードできます。 （Ⅱ 建設工事またはⅢ 測量・建設コンサルタント等業務を参照）
Q 6	申請書を手書きで作成してもいいですか。
A 6	印刷した様式に手書きで記入しても差し支えありません。ボールペン等書き換えのできない筆記具を使用し、修正箇所には訂正印を押してください。

Q 7	資格審査が完了したら、どのように通知されますか？
A 7	資格審査結果通知書が送付されます。発注者によっては、競争参加時に資格審査結果通知書の提示を求められる場合がありますので大切に保管してください。 また、この通知書に記載されている8桁の登録番号により申請内容の管理を行っており、問合せや変更等の届出の際に登録番号が必要となります。
Q 8	資格審査結果通知書の再発行はできますか？
A 8	再発行はできませんが、有資格者名簿は各地方防衛局で閲覧できるほか、防衛省・自衛隊HPでも情報提供しています。
Q 9	「外資状況」の考え方を教えてください。
A 9	外資状況に記載する会社は、次の3種類です。 ①外国籍会社：本店が外国にあるもの 例) 外国籍企業の日本支店(〇〇会社日本支社)など ②日本国籍会社(外資100%)：本店が日本国内にあるが、外国企業が全額出資しているもの 例) 外国籍企業GPが日本に設立した現地法人 ③日本国籍会社(一部外国資本)：本店が日本国内にあるが、外国企業が一部出資しているもの 例) 日本企業と外国企業の合併会社
Q 1 0	「執行役員」「執行役」による申請はできますか。
A 1 0	申請は、対外的に会社を代表する権限を有するものが行う必要がありますので、従業員である執行役員や業務の執行を担う執行役による申請はできません。 ただし、指名委員会等設置会社の代表執行役は申請が可能です。役職欄には「代表者」と記入してください。
Q 1 1	【経常JV】最低出資比率の算出方法を教えてください。
A 1 1	共同企業体の構成員の最低出資比率は、均等割の6/10以上となっています。 例) 構成員が2社の場合 最低出資比率 = $100 \div 2 \text{社} \times 6/10 = 30\%$
Q 1 2	【経常JV】 経常JVの申請と単体企業としての申請を同時にすることはできますか。
A 1 2	経常JVと単体企業の申請を同時に行う場合、JVの申請書に「単体としての工種を取り下げる旨」記載してください。 単体企業として登録した後に経常JVの申請を行う場合には、「単体企業としての工種取り下げ」について変更届の提出が必要です。

Q 1 3	<p>【経常JV】 経常建設共同企業体（経常JV）を解散したら、単体企業としての工種は自動的に登録されますか。</p>
A 1 3	<p>経常JVとして登録後、解散による取り下げ・一部取り下げをしても、その工種が単体企業の希望工種として自動的に認定されるわけではありません。単体企業での認定を希望する場合は、その工種を追加するための変更届が別途必要です。 ※ただし、経常JVの申請に伴う単体企業での工種取り下げについて変更届を提出した場合、原則として、同一有効期間内の再度の申請はできません。</p>
Q 1 4	<p>【建設コンサルタント業務】 競争参加資格申請書の記入に当たり、審査基準日の考え方を教えてください。</p>
A 1 4	<p>原則として、財務諸表は申請の直前の決算日を審査基準日として作成したものとなりますので、申請書は、当該審査基準日時点の情報を記入することになります。 ただし、合併等の後に再認定を申請する場合は、合併日等を審査基準日とした修正財務諸表に基づく申請が可能です。その場合、前期分等の考え方は一般的な法令に基づく会計処理と同様です。</p>
Q 1 5	<p>【建設コンサルタント業務】 競争参加資格申請で登録できる営業所はどんなものですか。</p>
A 1 5	<p>申請を希望する部局（地方防衛局等）と常時契約を締結する権限を有する営業所に限ります。建設コンサルタント業務に関する契約の見積、入札、契約の締結等を行う権限が必要です。 次のような場合は、営業所として登録できません。 ○本店や他の営業所と発注部局との連絡窓口など、単なる事務の連絡のために置かれているもの ○他の営業部門（建設業など）を営んでいる場合の営業所であって、建設コンサルタント業務の営業とは無関係なもの ○海外に設置されているもの</p>